

議 会 要 覧

平成 30 年 度 版

滋賀県栗東市議会事務局

目 次

I. 栗東市の概況

1. 位置と風土	1
2. まちづくりの歩み	2
3. 人口の推移	7
4. 産業別就業人口	8
5. 用途地域指定の状況	8
6. 公共施設等	9

II. 議 会

1. 議会基本条例	10
2. 議員定数・党派等	11
(1) 法定数・現員数	11
(2) 党派別	11
(3) 会派別	11
(4) 年齢別・当選回数別議員数	11
3. 議会構成	12
(1) 議会の構成	12
(2) 議会運営委員会の調査事項	12
(3) 常任委員会の所管事項及び閉会中調査事項	13
(4) 特別委員会の調査事項	13
4. 栗東市歴代議長・副議長・議会選出監査委員・議員名簿	14
(1) 議 長	14
(2) 副議長	15
(3) 議会選出監査委員	16
(4) 議員名簿	17
5. 議会運営に関する主な事項	18
(1) 定例会の招集回数及び時期	18
(2) 本会議の会議時間	18
(3) 議案書配布	18
(4) 議案付託	18
(5) 意見書及び決議書の取り扱い	18
(6) 個人質問の取り扱い	18
(7) 反問権	19
(8) 代表質問の取り扱い	19
(9) 質疑について	20
(10) 討論について	20
(11) 請願書・陳情書等について	20
(12) 全員協議会	21
(13) 議会の傍聴	21

6. 議会の活動状況	22
(1) 本会議開催状況	22
(2) 議案等議決状況	22
(3) 定例会の会期日程	23
(4) 委員会開催状況	25
(5) 傍聴者数	26
(6) 意見書、決議、請願書の審議結果	26
(7) 陳情書、要望書、嘆願書審査状況	27
(8) 委員会視察状況	28
(9) 行政視察来市状況	29
(10) 海外行政視察	29
7. 報酬・給料等	30
(1) 議員報酬・期末手当等	30
(2) 議員の報酬改正	30
(3) 旅 費	30
8. 議会刊行物	31
(1) 本会議録	31
(2) 録画映像配信	31
(3) 委員会録	31
(4) 議会だより	31
(5) 議会要覧	31
9. 議会事務局	32
(1) 機構と職員数	32
(2) 議会各室の配置図	32
(3) 議会の予算	33

III. 資 料

1. 平成30年度一般会計当初予算 (歳入)	34
" (歳出)	35
2. 平成30年度特別会計当初予算	36
3. 一般会計決算額の推移 (歳入)	37
" (歳出)	38
4. 栗東市組織機構図	39
5. 議場見取図	43

I. 栗東市の概況

1. 位置と風土

広域的には京阪神都市圏の東北部の外縁部に位置し、大阪市より 60km、京都市より 25km、名古屋市より 85km の距離にあります。

また、滋賀県の湖南地域の中程に位置し、東部を湖南市、南部を甲賀市、西部を大津市と草津市、北部を守山市と野洲市に接しています。

地形は、南部は標高 693m の阿星山を最高峰とする金勝連峰より広がる丘陵地帯が面積の半分を占めています。北部は近江盆地の沖積平野の一部を形成し、北西方向に緩やかに傾斜をなし、湖南地域の穀倉地帯として良質の近江米を産出する水田地帯が広がっています。西部には草津川、北東部には野洲川があり、それぞれ琵琶湖に注ぐ代表的な河川であり、琵琶湖南湖の主要な流水域上にあります。

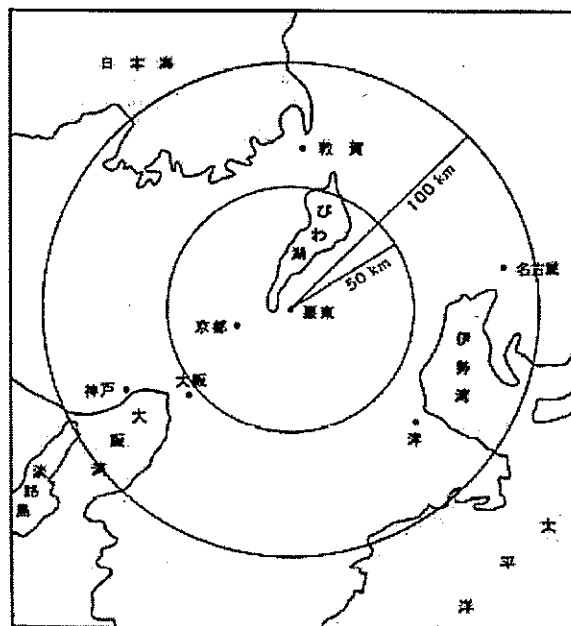
気候は、年間平均気温 15.0 度、年間降雨量 1,496.5mm であり、降雪はほとんどなく、比較的温暖でしのぎやすい気候です。

交通は、市域を東西方向に国土幹線である JR 東海道新幹線、JR 琵琶湖線、名神高速道路、国道 1 号・8 号が横断しています。

伝統的なまつりは、地域ごとに伝承されており、文化財も多く存在しています。

広域的には、古くから東海道・中山道の分岐点として栄え、湖南地域の交通の要衝として利便性の高い住宅地域と有数の工業・流通業務地域を形成しています。

このように、自然的にも地理的にも文化的にも恵まれた条件をもったまちと言えます。



2. まちづくりの歩み

わがまちで人々の生活の足跡がみられるのは縄文時代はじめ（今から6,000～7,000年程前）の頃で、市内のいくつかの遺跡で住居跡や石器・土器が発見されています。弥生時代になると県下でも最も早い時期に水田耕作が開始され、「ムラ」が形づくられました。やがてこの「ムラ」は「クニ」へと発展するのですが、これは中国史書「魏志倭人伝」の記事にある「クニ」のひとつであったと考えられています。

古墳時代には全国でも有数の大規模な集落が営まれ、また多数の古墳も築かれ、そして、地域の首長の居館とみられる遺跡も発見されています。

奈良～平安時代には交通の要所という地勢状の特徴から、東海道・中山道といった官道が整備される一方、官衙（古代の役所）や寺院も造営され、古代栗太郡における政治・経済・文化の中心でした。

また、市内各地から発見される大型の堀立柱建物群は、地域に根ざした有力氏族の存在を示すものと考えられています。平安時代中頃～中世にかけて金勝山を中心とした仏教文化が大きく花開きますが、やがてわがまちも激動の時代に入り、室町将軍 足利 義尚 が市内に鉤の陣を構える頃、そのピークを迎えます。

江戸時代には、豊かな土地と政治の中心地への近接性から、膳所藩やその他幾つかの大名及び旗本領に分有されることになりました。しかしながら、東海道、中山道の発達によって、街道を往来する旅人から様々な情報もたらされ、街道筋のまちとして発展してきました。

明治維新を迎えると、わがまちは、廃藩置県によって栗太第2区から第6区までの5区に分割され、その後幾度かの小統合や合併が行われ、明治22年に金勝、葉山、治田、大宝の4ヵ村が成立し、昭和29年の合併まで近江穀倉地帯の一端を担う農業を主体とした村々でありました。

その後、4ヵ村は昭和29年10月に町村合併促進法に基づき合併し、栗東町と称することとなります。栗東町の発足当時の人口は、約15,000人でありました。

昭和29年の合併以降、昭和34年の名神高速道路栗東インターチェンジ設置決定までの期間は、近江穀倉地帯の一翼を担う純農村であり、製材業などを除いては、工業と言えるものはほとんどありませんでした。

しかし、昭和31年には、新市町村建設計画の指定を受け、都市近郊型農業を採り入れながら、近代的なまちづくりが開始されます。

名神高速道路栗東インターチェンジ設置が昭和34年に決定され、それに伴い、高速道路沿線型工場立地が開始され、昭和38年には、待望の名神高速道路（栗東～尼崎間）開通と相まって、本格的な企業進出が目立つようになり、それとともに人口も増加しはじめました。

全国的にも、この時期は、日本の高度経済成長へ向けた条件が整いつつあり、わがまちにおい

ても、旧都市計画法による用途地域指定等の都市計画に着手するとともに、上水道の給水を開始しました。

日本経済の高度成長と流れを同じくして、わがまちにおいても工場立地が進み、人口の増加も目立ちはじめました。昭和41年には、国道1号・8号と名神高速道路栗東インターチェンジとを結ぶ第二インターチェンジが設置され、工業団地の造成など、内陸工業地域としての性格が強められたのです。

また、第三次産業の集積も顕著になり、その主なものは、運輸・倉庫業などの対事業所サービスやガソリンスタンド・ドライブイン等の国土幹線沿道サービスのものが中心でありました。

国土幹線依存型の第三次産業の立地が活発化するのと併せて、栗東トレーニングセンターの立地や東海道本線（京都～草津間）複々線化等の交通条件の改善によって、大都市近郊としての環境が整い、住宅開発が行われるようになり、人口が急激に増加しました。

特に、この時期の人口増加率は、県内でも群を抜いた値を示し、人口は30,000人を突破しました。

この間、開発に対する受動的な姿勢から計画的な誘導型行政への姿勢の転換を図るため、新都市計画法による都市計画（大津湖南都市計画線引き：新用途地域指定）に着手し、また、総合発展計画の策定を行い、人口増加や都市化に向けての諸計画づくりと開発指導要綱の策定などに取り組んできました。

昭和48年のオイルショックを契機として、日本経済が低成長時代へと移行したのに伴って、本市における工場立地は停滞し、代わって、大都市圏近郊型住宅地としての性格を強め、人口増加傾向は依然として続くのです。

このような急激な人口増加と都市化の伸展につれて、住民の生活基盤を重点とした施設整備が必要とされ、特に、人口の急激な増加に伴う福祉・教育施設の整備が急がれました。

また、新旧住民の融和とコミュニケーションを図る集会所・公園等についても整備を行ってきました。その一方では、わがまちを通過する主要道路の日常的な渋滞が問題化し、交通網の見直しを検討してきました。

昭和54年と56年には、本県で初めての全国高等学校総合体育大会と国民体育大会が相次いで開催され、わがまちは体操競技と馬術競技の会場となったのです。

余暇時間の増加に伴い、ゆとりのある生活への指向性が高まり、従来の生活環境面の充実に加えて、文化的環境の充実が求められ、図書館・博物館等の教育・文化施設及び勤労者施設の設置など生涯学習の土壌の形成に努めてきました。また、自然休養公園構想を策定し、中央部に広がる丘陵地及び南部の森林地域を対象に産業、経済、文化面のアイデンティティ形成に努めるとともに基盤整備としてJR琵琶湖線栗東駅前の開発整備に着手しました。

長年の懸案であったJR琵琶湖線栗東駅が平成3年に開業し、栗東の新たな玄関口として都市開発

が進みました。平成4年より特別養護老人ホーム「淡海荘」の移転新築をはじめ、老人福祉センターやデイサービスセンターの開設など高齢福祉施策の充実を図り、生涯学習による人々のつながりを活かしたきめ細かな対応を進め、芸術文化会館「さくら」を建設してきました。

わがまちは県内でも有数の人口増加を続けており、平成8年には人口50,000人、平成28年9月には人口68,000人を突破しました。また、平成13年10月1日に県内8番目の市として「栗東市」となり、平成28年10月1日に市制施行15周年を迎えています。

今後も、国土幹線を活かした広域交通網の整備など、広域的な視点に立ったまちづくりの推進に期待が寄せられています。

<栗東市の歴史（昭和29年以降）>

- ・昭和29年 栗東町発足（人口15,426人）
- ・昭和31年 新市町村建設計画の指定
- ・昭和34年 名神高速道路栗東インターチェンジ設置決定
- ・昭和38年 名神高速道路（栗東～尼崎間）開通
- ・昭和38年 上水道の供給開始
- ・昭和41年 第二インターチェンジ設置
- ・昭和43年 交通安全の町宣言
- ・昭和44年 日本中央競馬会栗東トレーニングセンター開場
- ・昭和45年 東海道本線（京都～草津間）複々線化
- ・昭和45年 新都市計画法による都市計画に着手
- ・昭和47年 第一次栗東町総合発展計画策定
- ・昭和49年 緑化宣言（人口3万人突破）
- ・昭和50年 第26回全国植樹祭 金勝山にて開催
- ・昭和51年 姉妹都市提携（アメリカ・バーミンハム市）
- ・昭和52年 町民憲章の制定
- ・昭和53年 町民体育館完成
- ・昭和54年 全国高等学校総合体育大会開催
- ・昭和56年 第二次栗東町総合計画策定
- ・昭和56年 国民体育大会体操競技・馬術競技開催
- ・昭和57年 下水道供用開始
- ・昭和58年 住民憩の家開館（人口4万人突破）
- ・昭和59年 勤労青少年ホーム、勤労者会館開館
- ・昭和60年 シルバー人材センター設立
- ・昭和61年 野洲川運動公園体育館開館
- ・昭和62年 図書館開館
- ・昭和63年 「心をつなぐふるさと栗東」平和都市宣言
- ・昭和63年 JR東海道新幹線（仮称）栗東駅設置促進協議会設置

- ・平成元年 JR 栗東駅前土地区画整理事業着手
- ・平成 2 年 栗東町生涯学習都市宣言
- ・平成 2 年 歴史民俗博物館開館
- ・平成 2 年 第三次栗東町総合計画策定
- ・平成 3 年 JR 琵琶湖線栗東駅開業
- ・平成 3 年 栗東町人権擁護都市宣言
- ・平成 4 年 友好都市提携（中国湖南省衡陽市）
- ・平成 5 年 やすらぎの家開館、デイサービスセンター開設
- ・平成 5 年 こんぜの里「バンガロー村」開設
- ・平成 6 年 滋賀県植樹のつどい開催
- ・平成 6 年 町制 40 周年記念式典
- ・平成 7 年 第 19 回全国育樹祭開催
- ・平成 8 年 人口 5 万人突破
- ・平成 9 年 老人福祉施設・児童館「ゆうあい館」開館
- ・平成 10 年 森林体験交流センター「森遊館」開館
- ・平成 10 年 栗東駅前商業施設「ウイングプラザ」開館、同駅前立体駐車場開設
- ・平成 11 年 栗東芸術文化会館「さきら」開館
- ・平成 11 年 第四次栗東町総合計画策定
- ・平成 12 年 栗東農畜産物処理加工施設「アグリノ郷」開館
- ・平成 13 年 栗東市発足
- ・平成 13 年 ISO14001 の認証を取得（本庁舎および出先機関）
- ・平成 14 年 新環境センター稼動
- ・平成 15 年 乳幼児保育総合化開始
- ・平成 15 年 コミュニティバス（くりちゃんバス）運行開始
- ・平成 15 年 環境基本計画策定
- ・平成 16 年 ひだまりの家開館、総合福祉保健センター「なごやかセンター」開館
- ・平成 16 年 人口 6 万人突破
- ・平成 17 年 ISO9001 の認証を取得（本庁舎および出先機関）
- ・平成 18 年 西図書館（ウイングプラザ内）開館
- ・平成 18 年 東海道新幹線「（仮称）南びわ湖駅」着工
- ・平成 19 年 東海道新幹線「（仮称）南びわ湖駅」設置に関する協定類の終了により新駅設置は中止に
- ・平成 20 年 新幹線新駅予定地周辺の栗東新都心土地区画整理事業を廃止
- ・平成 20 年 自然体験学習センター「森の未来館」開館
- ・平成 21 年 諸証明サービスコーナー（ウイングプラザ内）開設
- ・平成 21 年 環境基本計画行動計画策定
- ・平成 21 年 市民参画と協働によるまちづくり推進条例施行
- ・平成 22 年 第五次栗東市総合計画策定
- ・平成 23 年 市制施行 10 周年

- ・平成 24 年 栗東観光案内所（JR 手原駅構内）開設（人口 6 万 6 千人突破）
- ・平成 24 年 路上喫煙防止に関する条例施行（議員提案）
- ・平成 25 年 議会基本条例の制定
- ・平成 26 年 第五次栗東市総合計画後期基本計画策定
- ・平成 27 年 栗東市総合戦略、栗東市人口ビジョン策定
- ・平成 28 年 栗東湖南インターチェンジ設置
- ・平成 28 年 市制施行 15 周年（人口 6 万 8 千人突破）
- ・平成 30 年 危機管理センター開館

【第五次総合計画抜粋】

1. 将来都市像

ひと・まち・環境ともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東

2. まちづくりの基本理念

- 効率的で、創造的・発展的なまちづくりを市民の力で進めるため、「市民主体、市民協働によるまちづくり」を進めます。
- 立地特性を生かした地域活性化やコミュニティの再生を進めるため、「交流や連携で活力を創造するまちづくり」を進めます。
- まちの個性や特長を伸ばしていくため、「優れた自然環境や歴史文化を保全・継承し、発展させるまちづくり」を進めます。

3. まちづくりの基本目標

★ 安全・安心のまち

現在、そして将来にわたって、子どもから高齢者まで市民のだれもが健康で、安全・安心に住み続けることのできるまち。

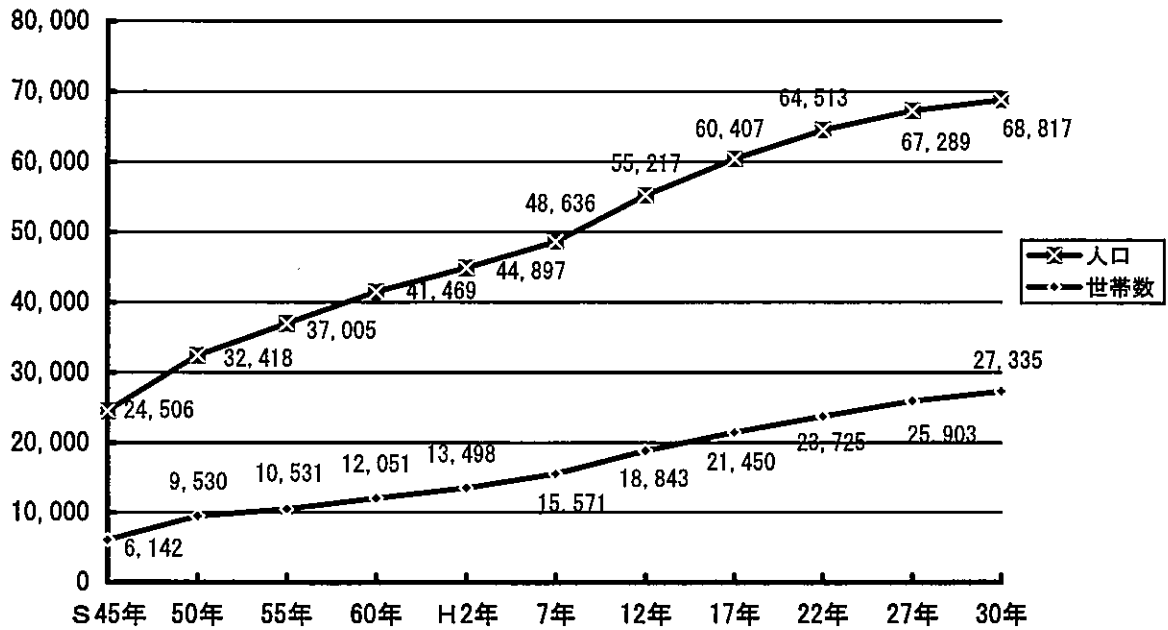
★ 環境・創出のまち

栗東にふさわしい景観や美しさを備えた自然を保全・発展させ、誰もが快適に暮らせる環境をつくるとともに、地域を支える産業を育成し、将来にわたって活力とにぎわいを創出するまち。

★ 愛着・交流のまち

まちへの愛着と、住み続けたいと思う市民意識を醸成し、郷土文化を創造・継承するとともに、立地特性や歴史・文化の魅力を活かし、近隣・広域との多様な交流が生まれるまち。

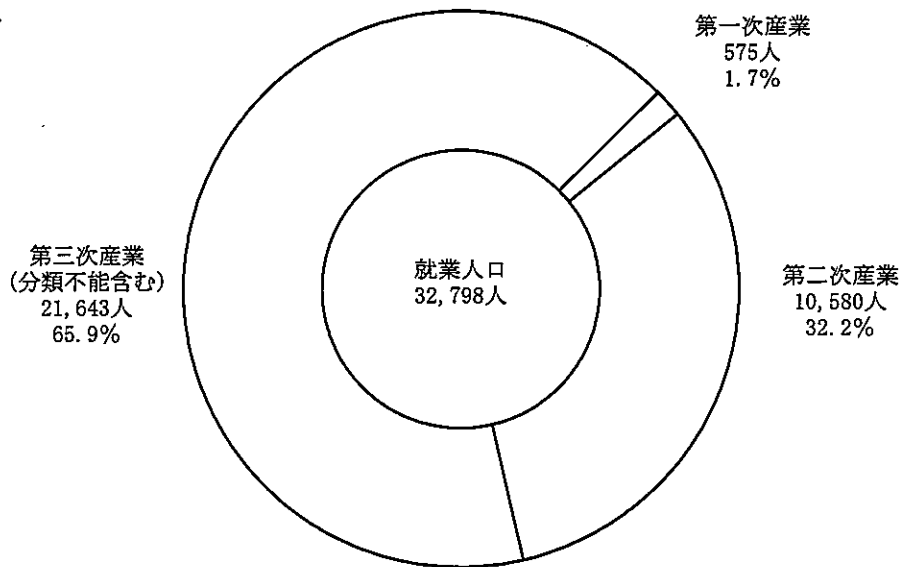
3. 人口の推移



(毎年4月1日現在)

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口 (人)	66,629	67,289	67,631	68,259	68,817
男	33,251	33,564	33,747	34,059	34,296
女	33,378	33,725	33,884	34,200	34,521
世帯数	25,457	25,903	26,252	26,809	27,335
増加数 (人)	319	660	342	628	558
人口密度 (人/k㎡)	1,263	1,276	1,282	1,295	1,306

4. 産業別就業人口



(平成 27 年国勢調査)

5. 用途地域指定の状況

(平成 24 年 3 月 28 日変更)

区 分		面 積 (ha)	構 成 比 (%)
行政区域		5,269.0	100.0
都市計画区域		5,269.0	100.0
市街化区域		1,405.5	26.7
市街化調整区域		3,863.5	73.3
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	41.8	3.0
	第二種低層住居専用地域	14.3	1.0
	第一種中高層住居専用地域	132.9	9.5
	第二種中高層住居専用地域	247.5	17.6
	第一種住居地域	231.1	16.4
	第二種住居地域	197.8	14.1
	準住居地域	—	—
	近隣商業地域	111.0	7.9
	商業地域	31.9	2.3
	準工業地域	143.4	10.2
	工業地域	227.8	16.2
	工業専用地域	26.0	1.8
	合 計		1,405.5

6. 公共施設等

(平成30年4月1日現在)

区分	主な施設名
教育・文化 体育施設	幼稚園(9)、小学校(9)、中学校(3)、県立高校(2)、県立聾話学校、学習支援センター、コミュニティセンター(9)、学校給食共同調理場、図書館、西図書館、歴史民俗博物館、出土文化財センター、栗東運動公園、野洲川運動公園、体育館(3)、治田西スポーツセンター、平谷球場、自然観察の森、芸術文化会館さきら、自然体験学習センター(森の未来館)
厚生・福祉 施設	保育園(17のうち法人立認可6、小規模保育施設2、家庭的保育園1)、児童館(9)、学童保育所(11のうち法人立2)、老人福祉センター(3)、身体障害者デイサービスセンター、地域総合センター(ひだまりの家)、障害児地域活動施設
保健・衛生 施設	総合福祉保健センター(なごやかセンター)、環境センター(廃棄物中間処理施設)
防災施設	湖南広域消防局、中消防署、中消防署出張所、危機管理センター
公園	児童遊園(257)、都市公園(34)
その他の施設	自然活用総合管理棟(道の駅こんぜの里りっとう)、こんぜの里バンガロー村、シルバーワークプラザ、森林体験交流センター(森遊館)、農産物加工施設(道の駅アグリ郷栗東)、県立工業技術総合センター、農業技術振興センター花き・果樹分場、金勝山滋賀日産リーフの森(県民の森)、県立栗東体育館

※括弧内の数値は施設数

II. 議会

1. 議会基本条例

本市議会では、地方分権時代にふさわしい議会を目指し、市民の皆さんにわかりやすく、参画できる議会に、また、合議機関として一緒に考えながら十分な議論ができる議会に改革し、「市民によく見え、魅力ある議会」を築いていくことが、信頼される議会としてのあるべき姿と位置づけ、協議・検討を重ね、議員提案により『栗東市議会基本条例』を平成 26 年 4 月 1 日から施行しました。

<本条例の特徴>

議会報告会・懇談会、請願者等の意見陳述、反問権の付与、議員間討議などを盛り込んで議論の活発化を図ります。また、本条例が、社会情勢の変化などに照らして制度の改善が必要な場合は、条例を改正することも規定しており、継続的に見直しを行っていくこととしています。

<主な内容>

① 積極的な情報公開（第 7 条関係）

積極的な情報公開と開かれた議会運営とするため、すべての会議は原則公開とします。

② 議会報告会の実施（第 8 条関係）

議決事項や議会運営について、市民への説明責任を果たすため、地域に出向いて直接報告、説明する議会報告会を実施します。

議会報告会の開催状況（平成 25 年から平成 29 年は 4 会場、平成 30 年は 1 会場）

	開催回数（回）	参加者（人）
平成 25 年	4	70
平成 26 年	4	77
平成 27 年	4	57
平成 28 年	4	55
平成 29 年	4	44
平成 30 年	1	19

③ 反問権の付与（第 11 条関係）…P. 19

本会議及び委員会において、議員の質疑及び質問等に対し、論点を明確にし、議論を深めるため、市長等は議長又は委員長の許可を得て、反問（逆質問）することができます。

2. 議員定数・党派等

(1) 法定数・現員数

- 条例定数 18人（平成22年6月29日条例第14号）
- 現員数 16人（平成30年6月1日現在）
- 任期 平成27年6月1日～平成31年5月31日

(2) 党派別

党派	自民	公明	共産	無所属	計
人員	1	2	1	12	16

（平成30年6月1日現在）単位：人

(3) 会派別

会派	新政会	栗東市民ネットワーク	公明栗東	栗東再生市民派クラブ	日本共産党議員団	計
人員	8	3	2	2	1	16

（平成30年6月1日現在）単位：人

(4) 年齢別・当選回数別議員数

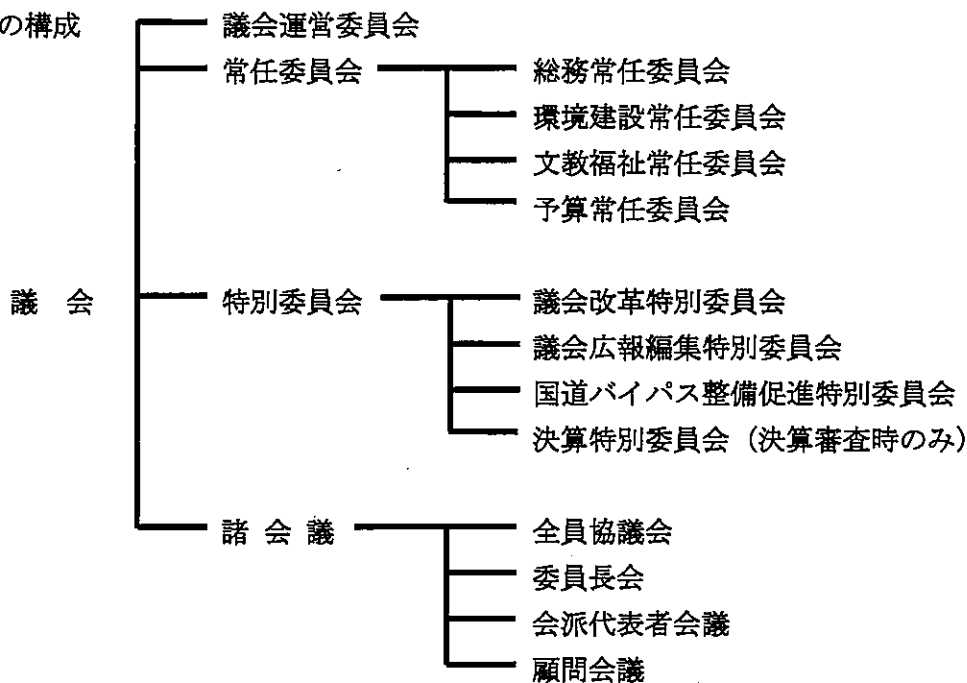
回数 年齢	回数								計
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
70～79歳		1	1		1				3
60～69歳	3	2	2	2					9
50～59歳	1								1
40～49歳	1	1							2
30～39歳		1							1
計	5	5	3	2	1				16

（平成30年6月1日現在）単位：人

<最年長 73歳 ・ 最年少 39歳 ・ 平均年齢 61歳>

3. 議会構成

(1) 議会の構成



(2) 議会運営委員会の調査事項

委員会名	定数	調査事項	任期
議会運営	7人以内	議会運営に関する事項並びに議長の諮問について	2年*

※委員会条例第4条の2第3項

◆議会運営委員会について

- ① 委員の選任は、各会派(所属議員2人以上)から所属議員の比率により議長が選任する。
ただし、会派が多数又は少数となり所属議員の比率による選任が困難になった場合は、所属議員の比率にかかわらず、会派代表者及び会派に属さない議員の意見を聞き、議長が選任する。
- ② 議長及び副議長は、会議に出席して発言することができる。
- ③ 会派に属さない議員は、委員長の許可によりオブザーバーとして会議に出席することができる。なお、当該議員は委員長の求めに応じて発言することができる。
- ④ オブザーバーとして出席できる議員は、議会運営委員以外で議長が認めた会派に属さない議員の代表者とする。

(3) 常任委員会の所管事項及び閉会中調査事項

委員会名	定数	所 管 事 項	閉会中調査事項
総 務	6	市民政策部、総務部に関する事項、 他の委員会に属さない事項	市民の安全・安心と地域 創造及び財政について
環境建設	6	環境経済部、建設部、上下水道事業所 に関する事項	都市基盤整備及び農林商 工業の活性化、環境保全 について
文教福祉	6	福祉部、子ども・健康部、教育委員会 に関する事項	今後の教育と福祉及び文 化・体育のあり方につい て
予 算	17	予算及びこれに関する事項	

(4) 特別委員会の調査事項

委員会名	定数	所 管 事 項	設 置
議 会 改 革	12	議会改革の推進について	平成 27 年 6 月 30 日
議会広報編集	7	議会広報編集について	平成 27 年 6 月 3 日
国道バイパス 整備促進	7	国道バイパス整備促進について	平成 28 年 3 月 24 日
決 算	16	決算の審査について	平成 29 年 9 月 4 日 (平成 29 年 9 月 29 日終結)

4. 栗東市歴代議長・副議長・議会選出監査委員・議員名簿

(1) 議長

(平成30年5月28日現在)

就任 順位	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	西 村 千代治	平成13年6月7日	平成15年5月31日
2	北 野 一 郎	15年6月5日	16年5月31日
3	三 浦 忠一郎	16年5月31日	17年5月31日
4	中 前 純 一	17年5月31日	18年5月31日
5	宇 野 哲	18年5月31日	18年10月30日
6	三 木 敏 達	18年10月30日	19年5月31日
7	野 村 昌 弘	19年6月5日	20年5月30日
8	久 徳 政 和	20年5月30日	21年5月29日
9	太 田 利 貞	21年5月29日	22年5月31日
10	高 野 正 勝	22年5月31日	23年5月31日
11	山 本 章	23年6月3日	24年5月31日
12	下 田 善一郎	24年5月31日	25年5月31日
13	藤 田 啓 仁	25年5月31日	26年5月30日
14	高 野 正 勝	26年5月30日	27年5月31日
15	藤 田 啓 仁	27年6月3日	28年5月27日
16	寺 田 範 雄	28年5月27日	29年5月30日
17	小 竹 庸 介	29年5月30日	30年5月28日
18	上 田 忠 博	30年5月28日	在 任 中

(2) 副議長

(平成30年5月28日現在)

就任 順位	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	三木敏達	平成13年6月7日	平成14年6月4日
2	三浦忠一郎	14年6月4日	15年5月31日
3	野村昌弘	15年6月5日	16年5月31日
4	久徳政和	16年5月31日	17年5月31日
5	馬場美代子	17年5月31日	18年5月31日
6	川崎等	18年5月31日	19年3月29日
7	國松篤	19年3月30日	19年5月31日
8	高野正勝	19年6月5日	20年5月30日
9	太田利貞	20年5月30日	21年5月29日
10	池田久代	21年5月29日	22年5月31日
11	山本章	22年5月31日	23年5月31日
12	下田善一郎	23年6月3日	24年5月31日
13	藤田啓仁	24年5月31日	25年5月31日
14	林好男	25年5月31日	26年5月30日
15	北川健二	26年5月30日	27年5月31日
16	寺田範雄	27年6月3日	28年5月27日
17	田村隆光	28年5月27日	29年5月30日
18	上田忠博	29年5月30日	30年5月28日
19	武村賞	30年5月28日	在任中

(3) 議会選出監査委員

(平成30年6月5日現在)

就任 順位	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	北 野 一 郎	平成13年6月14日	平成14年6月4日
2	中 前 純 一	14年6月13日	15年5月31日
3	三 浦 忠一郎	15年6月24日	16年5月31日
4	宇 野 哲	16年6月10日	17年5月31日
5	川 崎 等	17年6月10日	18年5月31日
6	三 木 敏 達	18年7月19日	18年11月24日
7	中 前 純 一	18年12月6日	19年5月31日
8	太 田 利 貞	19年6月22日	20年5月30日
9	野 村 昌 弘	20年6月11日	21年5月29日
10	久 徳 政 和	21年6月10日	22年5月31日
11	太 田 利 貞	22年6月10日	23年5月31日
12	高 野 正 勝	23年6月21日	24年5月31日
13	山 本 章	24年6月11日	25年5月31日
14	下 田 善一郎	25年6月10日	26年5月19日
15	山 本 章	26年6月9日	27年5月31日
16	林 好 男	27年6月22日	28年6月8日
17	上 田 忠 博	28年6月9日	29年5月30日
18	寺 田 範 雄	29年6月12日	30年6月4日
19	小 竹 庸 介	30年6月5日	在 任 中

(4) 議員名簿

(平成 30 年 5 月 28 日現在)

期数	氏 名	常任委員会等	特 別 委 員 会 等	会 派
議長 2	上田 忠博	—	—	新 政 会
副議長 1	武村 賞	環境建設	国道バイパス整備促進 議会広報編集	新 政 会
5	國松 篤	環境建設	議会改革	栗 東 再 生 市民派クラブ
4	田村 隆光	文教福祉	議会改革 国道バイパス整備促進	栗 東 市 民 ネットワーク
4	林 好男	議会運営 総 務	—	栗 東 市 民 ネットワーク
3	藤田 啓仁	○環境建設	◎議会改革 議会広報編集	新 政 会
3	大西 時子	総 務	議会改革、議会広報編集 国道バイパス整備促進	日 本 共 産 党 議 員 団
3	中村 昌司	◎環境建設	議会改革 議会広報編集	栗 東 市 民 ネットワーク
2	寺田 範雄	文教福祉	議会改革	新 政 会
2	小竹 庸介	環境建設	—	公 明 栗 東
2	櫻井 浩司	議会運営 文教福祉	議会改革、議会広報編集 国道バイパス整備促進	栗 東 再 生 市民派クラブ
2	片岡 勝哉	議会運営 ○総 務 ◎予 算	○議会改革	新 政 会
1	谷口 茂之	◎議会運営 ○文教福祉	議会改革 ◎国道バイパス整備促進	新 政 会
1	野々村 照美	○議会運営 総 務 ○予 算	◎議会広報編集、議会改革 国道バイパス整備促進	公 明 栗 東
1	田中 英樹	議会運営 ◎総 務	議会改革 ○国道バイパス整備促進	新 政 会
1	三木 敏嗣	議会運営 ◎文教福祉	議会改革 ○議会広報編集	新 政 会

◎委員長 ○副委員長

※議長を除く全議員が予算常任委員会に所属

5. 議会運営に関する主な事項

(1) 定例会の招集回数及び時期

- ・定例会は毎年4回とし、概ね3月、6月、9月及び12月に招集される。

(2) 本会議の会議時間

- ・会議時間は、午前9時30分から午後5時00分までとする。

(3) 議案書等配布

- ・市長から提出される当初議案書、その他関係資料は、招集日7日前（告示日）に各議員宅へ直接配布する。また、議長の招集告知、個人質問通告書の所定用紙、請願書・陳情書・要望書等及び議案等の取扱い予定表も同封する。

(4) 議案付託

- ・議案は、人事案件、専決案件（予算関係を除く）、議員提出案件（意見書・決議等）及び委員会提出議案を除き、所管の常任委員会に付託する。

(5) 意見書及び決議書の取り扱い

- ・受理後各議員に送付（メール、FAX等）し、議会運営委員会で取り扱い方を検討する。

(6) 個人質問の取り扱い

① 質問通告書

- ・個人質問においては、一般質問のほか議案質疑も行うことができる。
- ・質問者は、議長に質問の全文を文書で通告しなければならない。
- ・質問通告書は、定例会初日の2日前（土・日・祝日を除く）の正午までに提出する。
- ・個人質問通告書の写しを議員に配布している。

② 発言順位

- ・運用としては、通告書受付順とするのが例である。

③ 発言回数・時間制限

- ・回数については、制限しない。
- ・発言時間は、質問者は30分以内（時間計測）とし、答弁者も概ね30分以内とする。
- ・質問者の発言は、1回目は登壇して、2回目以降は質問席から行う。答弁者の発言は、1回目は登壇して、2回目以降は自席から行う。

- ・代表質問を行った議員も、個人質問をすることができる。

(7) 反問権

市長等は、議員の質疑及び質問等に対し、論点を明確にし、議論を深めるため、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。（議会基本条例第 11 条）

① 反問できるもの

- ・本会議 個人質問の答弁者（市長や教育長など）
- ・委員会 課長職以上の答弁者

② 反問の範囲

- ・質問の趣旨や背景を確認すること。
- ・質問の根拠の確認。

質問に引用された数値などの出典、政策提言の場合の財政負担及び効果の見込み等

③ 反問とはいわないこと

- ・反駁や反論
- ※反駁：他から受けた反対・非難に対して逆に論じ返すこと。
- ※反論：反対（批判）されたことに対して言い返すこと。

④ 取り扱いについて

- ・反問の回数は、同一議員の質問に対し、2 回まで反問を行うことができる。
- ・理事者側の反問時間の制限は設けない。
- ・反問に要する時間は、質問時間には含めない。

(8) 代表質問の取り扱い

① 質問通告書

- ・代表質問は、所信表明又は施政方針・教育方針が提出される定例会（市長就任後初の定例会又は毎年 3 月定例会）において各会派（所属議員 2 人以上）が行うものとする。
- ・代表質問者は、各会派 1 人とし、議長にその全文を文書で通告しなければならない。

② 発言順位

- ・発言順位は、各会派順番制とする。

③ 発言回数・時間制限

- ・回数については、2 回までとする。
- ・発言時間は、45 分以内（時間計測）とし、答弁者も概ね 45 分以内とする。
- ・質問者の発言は、1 回目は登壇して、2 回目は質問席から行う。答弁者の発言は、1 回目は登壇して、2 回目は自席から行う。
- ・関連質問は認めない。

(9) 質疑について

- ・追加提出議案、議員提出案件（意見書、決議等）、委員会提出議案、請願書又は臨時会提出案件等、通告をする時間がない緊急的的案件は、議長の許可を得て質疑を行う。
- ・質疑の回数については、一議題につき3回までとし、自席で行う。

(10) 討論について

- ・討論は全て登壇制とし、討論の順序は議長が定める。
- ・委員会に付託された議案に対する討論は通告制とし、反対討論は採決前々日の正午までに、賛成討論は採決前日の正午までにその要旨を文書で議長に提出する。
(ただし、当該日が休日の場合は、その前日)
- ・定例会開会7日前の議会運営委員会までの閉会中に、委員会審査が終わった議案等（継続審査案件）の討論通告は、当該議会運営委員会を採決日とみなし、反対討論は採決前々日の正午までに、賛成討論は採決前日の正午までにその要旨を文書で議長に提出する。
(ただし、当該日が休日の場合は、その前日)
- ・即決議案又は臨時会で委員会に付託された議案等は、議長の許可により討論を行う。

(11) 請願書・陳情書等について

① 提出期限および取り扱いについて

○ 請願書

定例会開会7日前の議会運営委員会の前日（当該日が休日の場合はその前日）の正午までとし、個人質問最終日に上程し、所管の委員会に付託する。

本会議での上程は、局長が要旨を朗読し、議長が付託先を宣言する。なお、提出期限以降に提出された場合は、次期定例会において前記同様の取り扱いとする。

○ 陳情書、要望書等

定例会開会7日前の議会運営委員会の前日（当該日が休日の場合はその前日）の正午までとし、定例会会期中における所管委員会の協議事項とする。提出期限以降に提出された場合は、次期定例会において前記同様の取り扱いとする。なお、請願書、陳情書等については写しを全議員・執行部に配布している。

また、郵送による陳情書、要望書等については、全議員に配布のみとすることを原則とする。

② 会議での直接説明

事前に請願者等から要請があった場合、常任委員会の場において説明の機会を保障するものとする。ただし、議事録には残さないものとする。

③ 審査結果の通知

請願書の審議結果は、結果のいかんを問わず、請願者に文書で通知する。

(12) 全員協議会

議案審査または議会の運営に関し、協議または調整を行う為の場として開催する。

また、定例全員協議会として、議会定例会前月（2月、5月、8月、11月）の年4回開催をする。（平成22年2月より実施）

(13) 議会の傍聴

本会議や委員会、全員協議会は、特定の場合を除き公開しており、個人でも団体でも自由に傍聴することができる。

また、聴覚に障がいのある方からの申請により、手話通訳者の配置を行う。

6. 議会の活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成 29 年 1 月～12 月)

会 議		会 期	会期日数	本会議日数	延審議時間
定例会	第 1 回(3 月)	2 月 27 日～ 3 月 23 日	25	5	16 時間 1 分
	第 3 回(6 月)	6 月 12 日～ 6 月 30 日	19	5	10 時間 18 分
	第 4 回(9 月)	9 月 4 日～ 9 月 29 日	26	5	7 時間 57 分
	第 5 回(12 月)	12 月 4 日～12 月 22 日	19	4	8 時間 52 分
臨時会	第 2 回(5 月)	5 月 30 日	1	1	44 分
合 計			90	20	43 時間 52 分

(2) 議案等議決状況

(平成 29 年 1 月～12 月)

区分 会議	付 議 事 件									結 果										
	市 長 提 出						議 員 提 出			件 数	可 決	承 認	認 定	同 意	適 任	継 続	否 決	撤 回	件 数	
	条 例	予 算	決 算	人 事	専 決	そ の 他	条 例 ・ 規 則	意 見 書	そ の 他 ・ 決 議											
定例会	第 1 回(3 月)	5	17	0	0	0	2	0	0	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	24
	第 3 回(6 月)	3	0	0	16	6	4	0	0	0	29	7	6	0	15	1	0	0	0	29
	第 4 回(9 月)	2	4	11	1	0	3	0	4	0	25	12	0	11	1	0	0	1	0	25
	第 5 回(12 月)	3	14	0	1	0	4	0	3	0	25	23	0	0	1	0	0	1	0	25
臨時	第 1 回(5 月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		13	35	11	18	6	13	0	7	0	103	66	6	11	17	1	0	2	0	103

(3) 定例会の会期日程 (平成 29 年)
3 月定例会

6 月定例会

月/日	曜	区 分	内 容	月/日	曜	区 分	内 容
2/27	月	本会議 開 会	監査報告、施政方針、 教育方針、委員会報 告、議案上程	6/12	月	本会議 開 会	委員会報告、議案上程
28	火	休 会		13	火	休 会	
3/1	水	〃		14	水	〃	
2	木	〃		15	木	〃	
3	金	〃		16	金	〃	
4	土	〃		17	土	〃	
5	日	〃		18	日	〃	
6	月	本会議 再 開	代表質問 (4 会派)	19	月	本会議 再 開	個人質問 (4 人)
7	火	〃	代表質問 (1 会派) 個人質問 (4 人)	20	火	〃	個人質問 (6 人)
8	水	〃	個人質問 (5 人)	21	水	〃	個人質問 (1 人)
9	木	休 会		22	木	休 会	予算常任委員会
10	金	〃	予算常任委員会	23	金	〃	
11	土	〃		24	土	〃	
12	日	〃		25	日	〃	
13	月	〃	予算常任委員会	26	月	〃	総務・環境建設・文教 福祉 各常任委員会
14	火	〃	予算常任委員会	27	火	〃	
15	水	〃	予算常任委員会	28	水	〃	
16	木	〃	総務・環境建設・文教 福祉 各常任委員会	29	木	〃	
17	金	〃		30	金	本会議 再 開	委員長報告・採決
18	土	〃					
19	日	〃					
20	月	〃					
21	火	〃					
22	水						
23	木	本会議 再 開	委員長報告・採決				

9月定例会

12月定例会

月/日	曜	区分	内 容	月/日	曜	区分	内 容
9/4	月	本会議 開 会	監査報告、委員会中間 報告、議案上程	12/4	月	本会議 開 会	委員会中間報告、 議案上程
5	火	休 会		5	火	休 会	
6	水	〃		6	水	〃	
7	木	〃		7	木	〃	
8	金	〃		8	金	〃	
9	土	〃		9	土	〃	
10	日	〃		10	日	〃	
11	月	本会議 再 開	個人質問(4人)	11	月	本会議 再 開	個人質問 (4人)
12	火	〃	個人質問(2人)	12	火	〃	個人質問 (5人)
13	水	休 会		13	水	休 会	
14	木	〃	予算常任委員会	14	木	〃	予算常任委員会
15	金	〃		15	金	〃	
16	土	〃		16	土	〃	
17	日	〃		17	日	〃	
18	月	〃		18	月	〃	総務常任委員会 環境建設常任委員会
19	火	〃	環境建設常任委員会	19	火	〃	
20	水	〃		20	水	〃	
21	木	〃	決算特別委員会	21	木		
22	金	〃	決算特別委員会	22	金	本会議 再 開	委員長報告・採決
23	土	〃		\			
24	日	〃					
25	月	〃	決算特別委員会				
26	火	本会議 再 開	決算特別委員会 議案の訂正について				
27	水	休 会					
28	木	〃					
29	金	本会議 再 開	予算常任委員会 委員長報告・採決				

(4) 委員会開催状況（平成 29 年 1 月～12 月）

○ 議会運営委員会の会議日数

名 称	委員会開催日数			管外行政視察日数
	会期中	閉会中	計	
議 会 運 営	16	6	22	0

○ 常任委員会の会議日数

名 称	委員会開催日数			管外行政視察日数
	会期中	閉会中	計	
総 務	3	0	3	0
環 境 建 設	4	2	6	1
文 教 福 祉	2	0	2	0
予 算	8	0	8	0

○ 特別委員会の会議日数

名 称	委員会開催日数			管外行政視察日数
	会期中	閉会中	計	
議 会 改 革	2	5	7	2
議会改革推進部会	1	4	5	0
予算及び決算審査の あり方検討部会	2	9	11	0
国道バイパス整備促進	0	2	2	0
議 会 広 報 編 集	4	8	12	2
決 算 (平成 29 年 9 月 29 日終結)	4	0	0	0

○ 全員協議会・委員長会

名 称	委員会開催日数			備 考
	会期中	閉会中	計	
全 員 協 議 会	4	11	15	
委 員 長 会	4	4	8	委員会開催日程調整等
議 会 説 明 会	0	13	13	

(5) 傍聴者数（平成 29 年 1 月～12 月）

区 分	一 般 傍 聴 者
第 1 回（3 月）定例会	15
第 2 回（5 月）臨時会	1
第 3 回（6 月）定例会	13
第 4 回（9 月）定例会	6
第 5 回（12 月）定例会	15
計	50

(6) 意見書、決議、請願書の審議結果（平成 29 年 1 月～12 月）

○ 請願書

番 号	件 名	上 程 日	議 決 日	結 果
7	北中小路におけるまちづくりに関する請願書	3/8	9/4	採択

○ 意見書

番号	件名	上程日	議決日	結果
7	性暴力被害者への支援の法定化を求める意見書	9/29	9/29	否決
8	小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書	9/29	9/29	可決
9	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	9/29	9/29	可決
10	市民が安心して暮らせる警察活動体制の強化を求める意見書	9/29	9/29	可決
11	性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書	12/22	12/22	可決
12	道路関係予算の確保及び道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書	12/22	12/22	可決
13	日本政府に対し「核兵器禁止国際条約に賛同、調印することを求める」意見書	12/22	12/22	否決

(7) 陳情書、要望書、嘆願書審査状況（平成 29 年 1 月～12 月）

○ 要望書

番号	件名	配布日	配布(協議)委員会
13	平成 29 年度森林・林業施策および「こんぜの里」周辺に関する要望書	3/16	環境建設常任委員会
14	大雪による農業被害に関する要望書	3/16	環境建設常任委員会
15	「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターの決意と支援の要望	3/14	環境建設常任委員会
18	平成 30 年度に向けて栗東市農業施策に関する要望書	12/18	環境建設常任委員会
19	平成 30 年度栗東市農業政策に関する要請について	12/18	環境建設常任委員会
20	野洲川運動公園陸上競技場の公認継続について	12/18	文教福祉常任委員会

(8) 委員会視察状況（平成 29 年 1 月～12 月）

○ 常任委員会行政視察

委員会名	月 日	視 察 先	調 査 事 項
環境建設	8 月 25 日	岐阜県羽島市	岐阜羽島インター南部東地区について

○ 特別委員会行政視察

委員会名	月 日	視 察 先	調 査 事 項
議会改革	10 月 30 日	福井県小浜市	議会基本条例に基づく議会改革の具体的施策について
	10 月 31 日	石川県小松市	予算決算常任委員会の審査方法について
議会 広報編集	1 月 26 日	和歌山県紀の川市	議会広報編集活動について
	1 月 27 日	和歌山県海南市	

(9) 行政視察来市状況 (平成 29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日)

月日	来 庁 者	視 察 項 目	人数
7/27	宮城県名取市議会・ 柴田町議会 (会派合同)	子ども発達支援課の取り組みについて	5
8/3	愛知県丹羽郡大口町議会 (文教福祉常任委員会)	栗東100歳大学の取り組みについて	8
8/3	知多北部議長会事務局職員	議会災害対応について	3
10/4	山口県防府市議会 (総務委員会)	協働事業提案制度について	9
10/11	大分県日田市議会 (教育福祉常任委員会)	健康で長生き介護予防について	9
10/16	愛知県犬山市議会 (総務委員会)	Facebook「うますぎる栗東」について	8
10/18	静岡県伊豆の国市議会 (総務観光建設委員会)	議会災害対応方針及び大規模災害時の議員行動マニュアル等に基づく議会災害対応について	12
10/26	広島県安芸郡熊野町議会 (総務厚生委員会)	子育て支援施策について 地域子育て包括支援センターについて	8
2/6	和歌山県九度山町議会	議会災害対応及び議会議員の行動について	5
2/7	京都府舞鶴市議会 (鶴翔会議員団)	図書館機能について	3

(10) 海外行政視察

○海外研修派遣(内規)に基づいて経費負担する。

実 施 状 況

(単位：人)

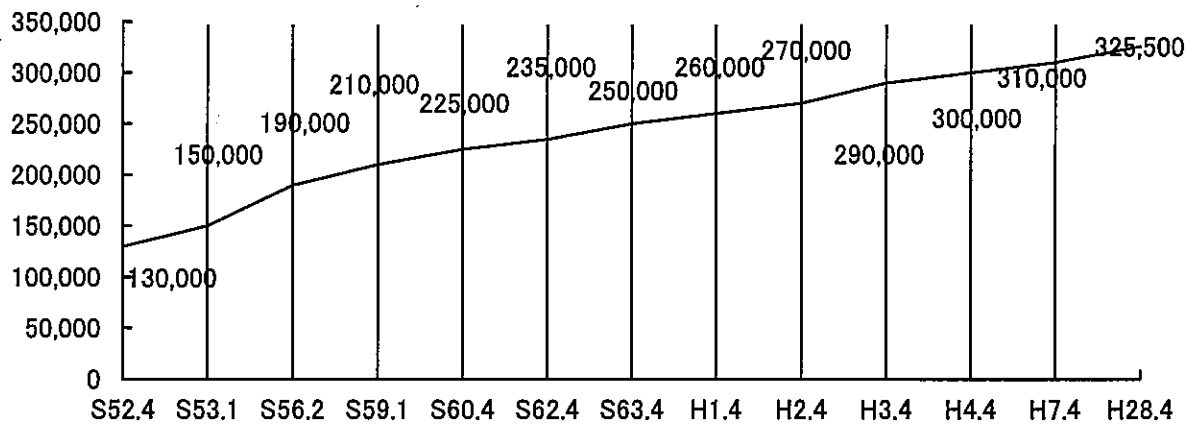
視察先	年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20～29
		欧州	県 議 長 会	1	—	2	1	—	1	1
	市 (町)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中国	市 (町)	1	—	1	—	—	1	—	1	—

7. 報酬・給料等（平成30年4月1日現在）

(1) 議員報酬・期末手当等

	報 酬	期 末 手 当 等
議 長	420,000円	6月期支給額 報酬×1.2（役職手当）×（100分の157.5） 12月期支給額 報酬×1.2（役職手当）×（100分の172.5）
副 議 長	357,000円	
議 員	325,500円	

(2) 議員の報酬改正



(3) 旅 費

日 当 (1日につき)	宿 泊 料		食 卓 料 (一夜につき)
	甲 地 方	乙 地 方	
3,000円	14,800円	13,300円	3,000円

8. 議会刊行物

名 称	発行回数	発行部数	配 布 先	編 集 方 法
会 議 録	年4回 定例会 終了後	1回あたり 15冊	情報公開コーナー、 図書館等	委託者により作成後、校正2回
議会だより	年4回 定例会 終了後	1回あたり 27,700～ 28,000部	市内全世帯 市内企業等	議会広報編集特別委員会及び 事務局により作成
議会要覧	年1回	130部	議員、執行部、 来庁者、視察先	事務局で作成

(1) 本会議録

- 音声データ反訳とし、印刷製本までを委託している。(平成20年4月～)
- 次期定例会までに作成し、図書館等に配布している。
本会議会議録作成委託料 …録音時間1時間あたり 13,932円(平成30年度)
- 栗東市ホームページ上に会議録検索システムを公開(平成11年6月定例会～)

(2) 録画映像配信

- 本会議の録画映像をYouTubeにて配信している。(平成29年3月～)

(3) 委員会録

- 各常任、特別委員会ごとに作成委託している。
- 音声データに収録の発言内容のすべてを反訳。
委員会会議録作成委託料 …録音時間1時間あたり 10,692円(平成30年度)

(4) 議会だより

- 議会の活動状況を市民に広報するもの。
創 刊 昭和47年4月15日(平成30年5月1日 第186号発行)
配布対象 市内全世帯(自治会等自治組織を通じて配布)

(5) 議会要覧

- 市の概況をはじめ、議会構成、運営及び審議状況などを掲載している。

9. 議会事務局

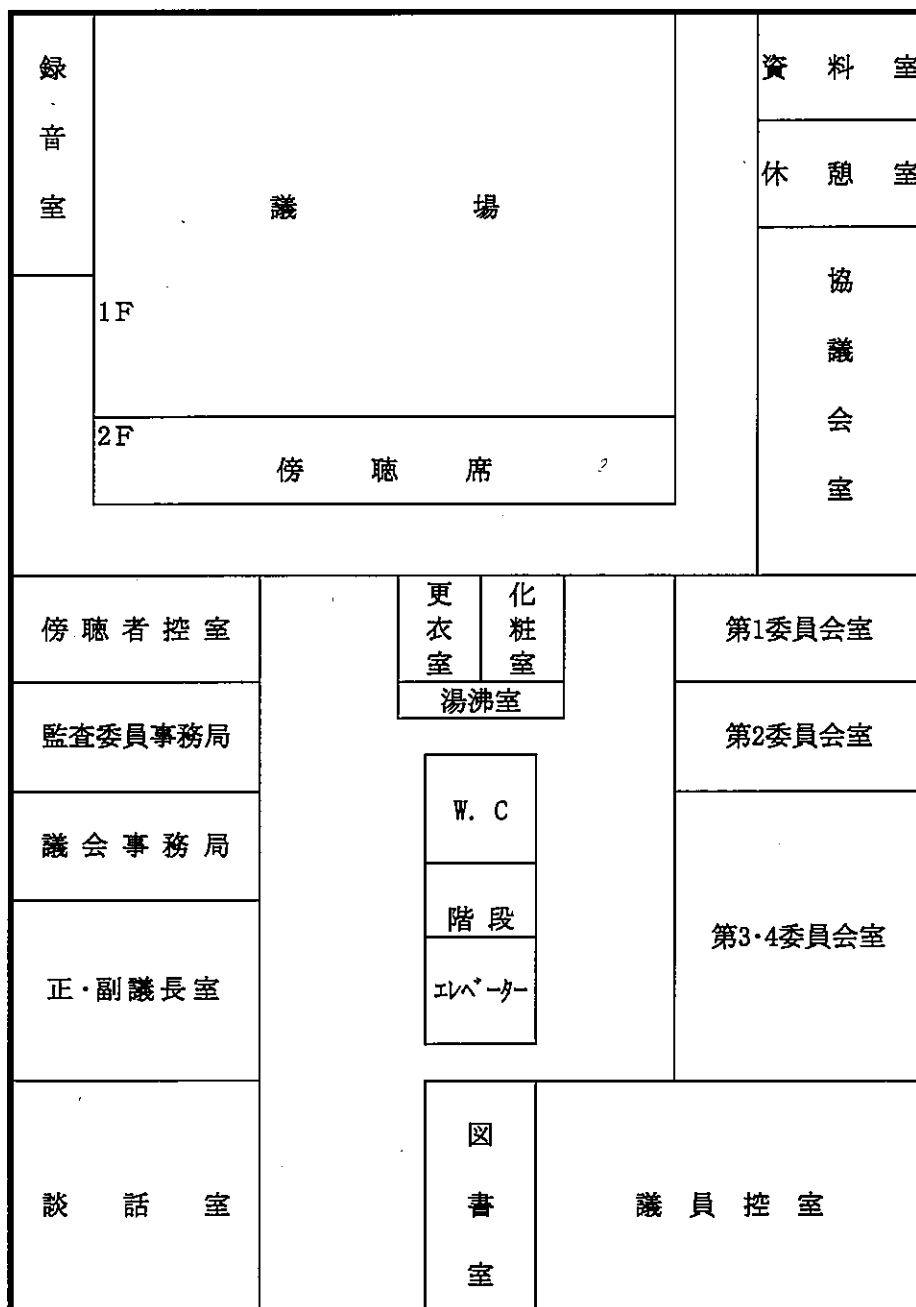
(1) 機構と職員数

条例定数 6人

現員数 5人

事務局長(1) — 課長(1) — 課長補佐兼係長(1) — 係(2)

(2) 議会各室の配置図



(3) 議会の予算

(単位：千円)

区 分	平成30年度当初予算	平成 29 年度当初予算
報 酬	67,479	67,920
給 料	19,641	20,200
職 員 手 当 等	36,494	36,356
共 済 費	34,687	37,241
報 償 費	245	245
旅 費	2,961	2,915
交 際 費	160	160
需 用 費	5,743	5,689
役 務 費	7	7
委 託 料	4,856	4,668
使用料及び賃借料	909	934
負担金補助及び交付金	5,027	5,085
議 会 費 計	178,209	181,420
一 般 会 計 歳 出 総 額	27,460,000	23,527,000
構 成 比	0.65%	0.77%

Ⅲ. 資料

1. 平成30年度一般会計当初予算

～歳入～

(単位：千円、%)

区分	年度	平成30年度		平成29年度		増減率
		当初予算	構成比	当初予算	構成比	
市	税	12,746,709	46.42	12,784,609	54.34	△ 0.3
地方譲与税		169,000	0.62	154,000	0.65	9.7
利子割交付金		18,000	0.07	11,000	0.05	63.6
配当割交付金		34,000	0.12	53,000	0.23	△ 35.8
株式等譲渡所得割交付金		33,000	0.12	20,800	0.09	58.7
地方消費税交付金		1,249,000	4.55	1011,000	4.30	23.5
ゴルフ場利用税交付金		32,000	0.12	33,000	0.14	△ 3.0
自動車取得税交付金		60,000	0.22	35,000	0.15	71.4
地方特例交付金		77,000	0.28	61,000	0.26	26.2
地方交付税		284,617	1.04	291,317	1.24	△ 2.3
交通安全対策特別交付金		10,200	0.04	10,200	0.04	0.0
分担金及び負担金		332,768	1.21	281,932	1.20	18.0
使用料及び手数料		1,073,655	3.91	1,089,810	4.63	△ 1.5
国庫支出金		4,159,865	15.15	3,490,355	14.84	19.2
県支出金		1,579,362	5.75	1,465,967	6.23	7.7
財産収入		70,812	0.26	64,230	0.27	10.2
寄附金		110,001	0.40	106,001	0.45	3.8
繰入金		1,960,046	7.14	791,249	3.36	147.7
繰越金		100,000	0.36	100,000	0.43	0.0
諸収入		771,265	2.81	256,630	1.09	200.5
市債		2,588,700	9.43	1,415,900	6.02	82.8
歳入合計		27,460,000	100	23,527,000	100	16.7

～歳出～

(単位：千円、%)

区分	年度	平成30年度		平成29年度		増減率
		当初予算	構成比	当初予算	構成比	
議 会 費		178,209	0.65	181,420	0.77	△ 1.8
総 務 費		2,691,102	9.80	2,265,022	9.63	18.8
民 生 費		8,623,997	31.41	8,297,621	35.27	3.9
衛 生 費		1,990,147	7.25	1,847,053	7.85	7.7
労 働 費		63,148	0.23	61,257	0.26	3.1
農 林 水 産 業 費		414,318	1.51	485,514	2.06	△ 14.7
商 工 費		256,685	0.93	268,211	1.14	△ 4.3
土 木 費		2,478,959	9.03	2,282,228	9.70	8.6
消 防 費		758,231	2.76	767,639	3.26	△ 1.2
教 育 費		5,101,755	18.58	2,820,838	11.99	80.9
公 債 費		4,893,449	17.82	4,240,197	18.02	15.4
予 備 費		10,000	0.04	10,000	0.04	0.0
歳 出 合 計		27,460,000	100.00	23,527,000	100	16.7

2. 平成30年度特別会計当初予算

(単位：千円、%)

区分	年度		増減率	備考
	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額		
土地取得特別会計	596,928	769,841	△ 22.5	
国民健康保険特別会計	5,101,137	6,021,920	△ 15.3	
後期高齢者特別会計	600,279	559,628	7.3	
介護保険特別会計	3,503,563	3,629,019	△ 3.5	
栗東墓地公園特別会計	5,267	5,269	△ 0.0	
大津湖南都市計画事業 栗東駅前土地地区画整理 事業特別会計	—	42,205	—	平成29年度 で終了
大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地地区画整理 事業特別会計	80,588	82,307	△ 2.1	
水道事業会計	1,301,438	1,325,322	△ 1.8	収益的収支
	1,153,332	882,368	30.7	資本的収支
	(計) 2,454,770	2,207,690	11.2	
公共下水道事業会計	1,655,401	1,664,787	△ 0.6	収益的収支
	1,983,268	1,815,929	9.2	資本的収支
	(計) 3,638,669	3,480,716	4.5	
農業集落排水事業 特別会計	33,799	32,405	4.3	
合計	16,015,000	16,831,000	△ 4.8	

3. 一般会計決算額の推移
(歳入)

(単位：円・%)

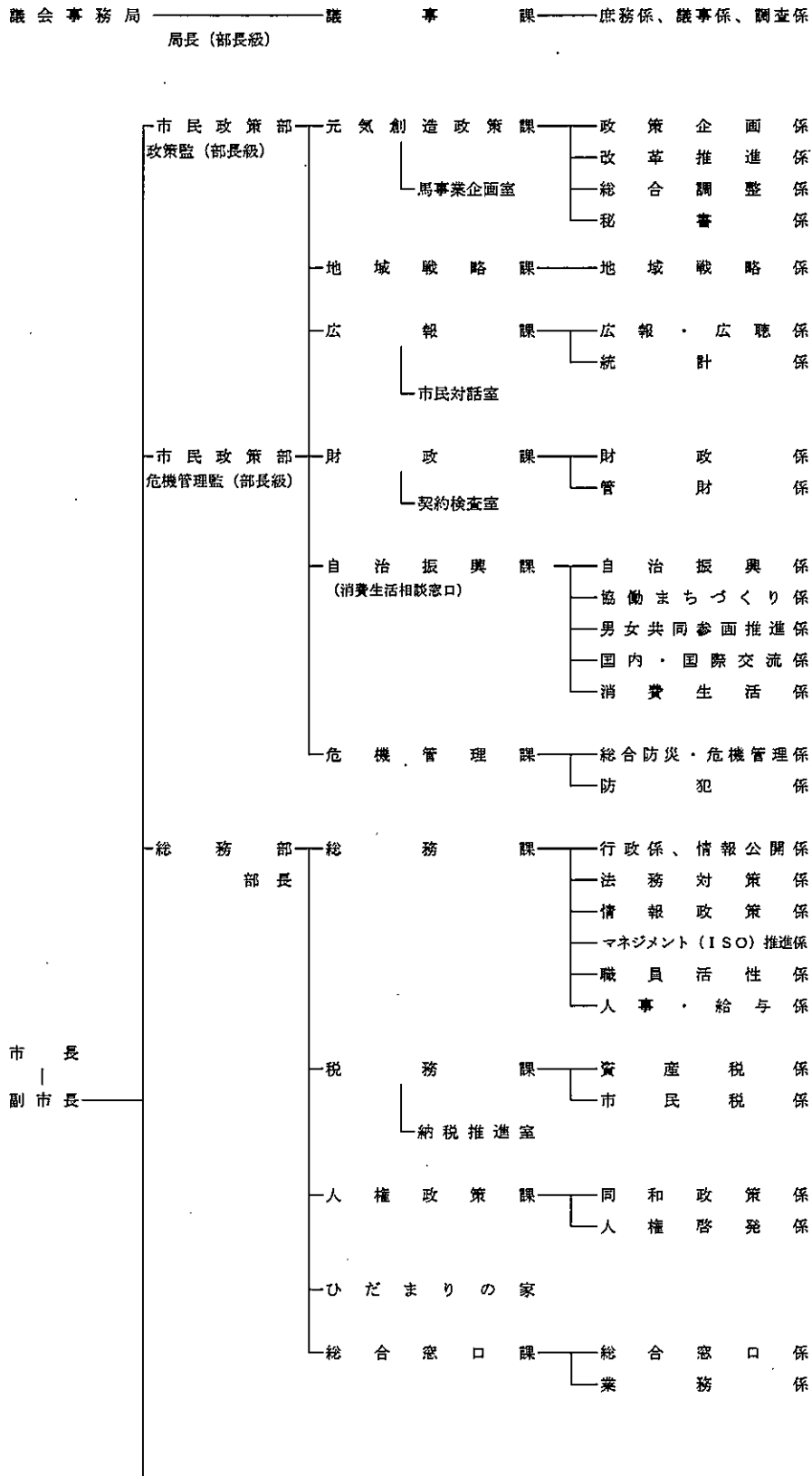
区分	25年度		26年度		27年度		28年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
市	12,467,169,260	30.3	13,012,257,647	56.9	12,406,514,774	53.4	12,608,943,952	52.0
地方譲与税	157,946,000	0.4	150,630,002	0.7	157,995,002	0.7	171,026,000	0.7
利子割交付金	23,029,000	0.1	20,991,000	0.1	18,045,000	0.1	14,913,000	0.1
配当割交付金	38,264,000	0.1	70,854,000	0.3	56,721,000	0.2	36,640,000	0.2
株式等譲渡所得割交付金	68,572,000	0.2	45,245,000	0.2	61,602,000	0.3	23,639,000	0.1
地方消費税交付金	586,344,000	1.3	697,986,000	3.0	1,164,205,000	5.0	1,054,397,000	4.3
ゴルフ場利用税交付金	33,443,543	0.1	34,996,224	0.2	35,126,873	0.2	34,096,306	0.1
自動車取得税交付金	56,369,000	0.1	23,122,000	0.1	42,267,000	0.2	47,685,000	0.2
地方特例交付金	63,778,000	0.2	60,013,000	0.3	57,573,000	0.2	61,066,000	0.3
地方交付税	589,869,000	1.4	436,370,000	1.9	472,615,000	2.0	450,521,000	1.9
交通安全対策特別交付金	10,839,000	0.0	9,600,000	0.0	10,335,000	0.0	10,160,000	0.0
分担金及び負担金	282,700,120	0.7	287,582,966	1.3	276,105,660	1.2	272,971,043	1.1
使用料及び手数料	1,091,598,488	2.7	1,045,432,371	4.6	1,059,013,591	4.6	1,057,277,420	4.4
国庫支出金	3,141,116,946	7.6	2,960,161,310	12.9	3,248,646,930	14.0	3,210,522,259	13.2
県支支出金	1,377,187,045	3.4	1,522,795,331	6.7	1,402,513,161	6.0	1,639,571,099	6.8
財産収入	91,896,238	0.2	89,076,990	0.4	97,112,224	0.4	158,824,986	0.7
寄附金	62,462,000	0.2	66,005,700	0.3	102,912,334	0.4	98,960,000	0.4
繰入金	618,952,000	1.5	404,685,000	1.8	3,153,000	0.0	491,994,000	2.0
繰越金	482,394,699	1.2	584,150,274	2.6	516,402,462	2.2	523,715,174	2.2
諸収入	408,814,310	1.0	428,213,034	1.9	355,745,696	1.5	297,568,669	1.2
市債	19,431,987,000	47.3	937,668,000	4.1	1,706,454,000	7.3	1,976,166,000	8.2
歳入合計	41,084,731,649	100.0	22,887,835,849	100.0	23,251,058,707	100.0	24,240,657,908	100.0

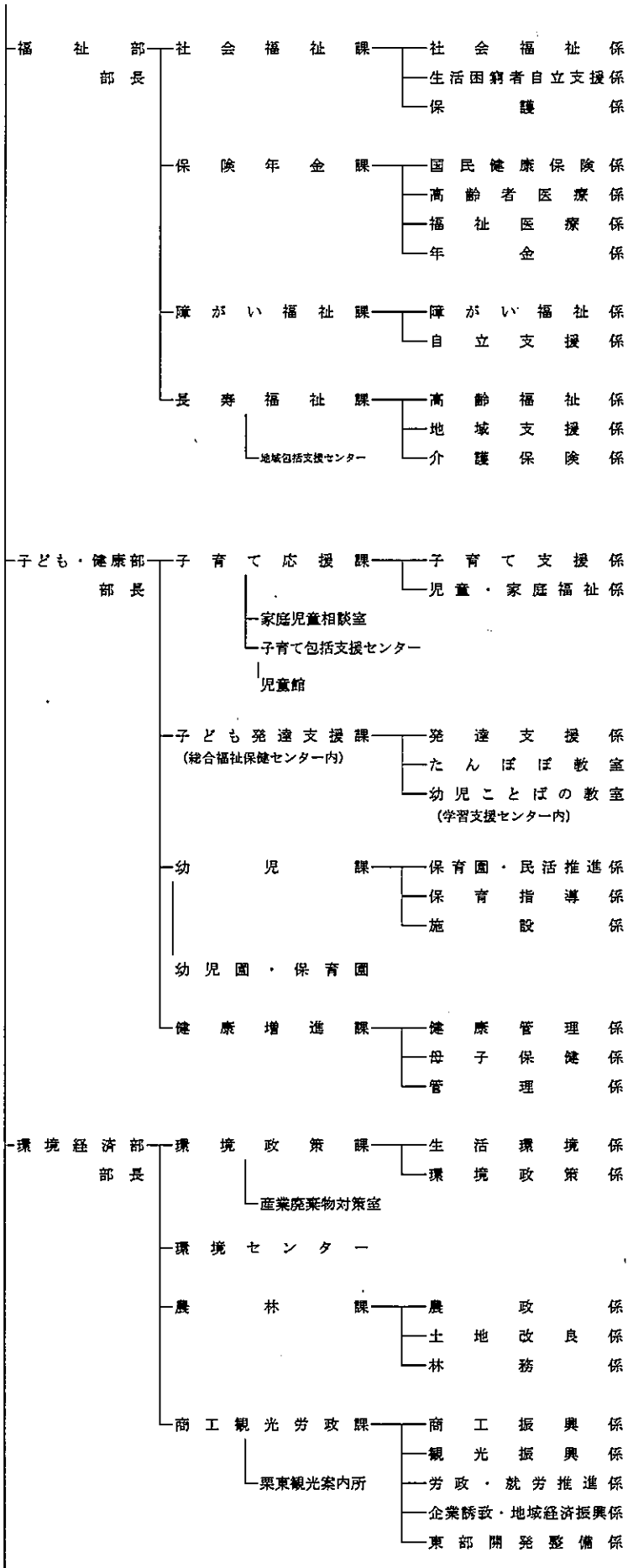
(歳出)

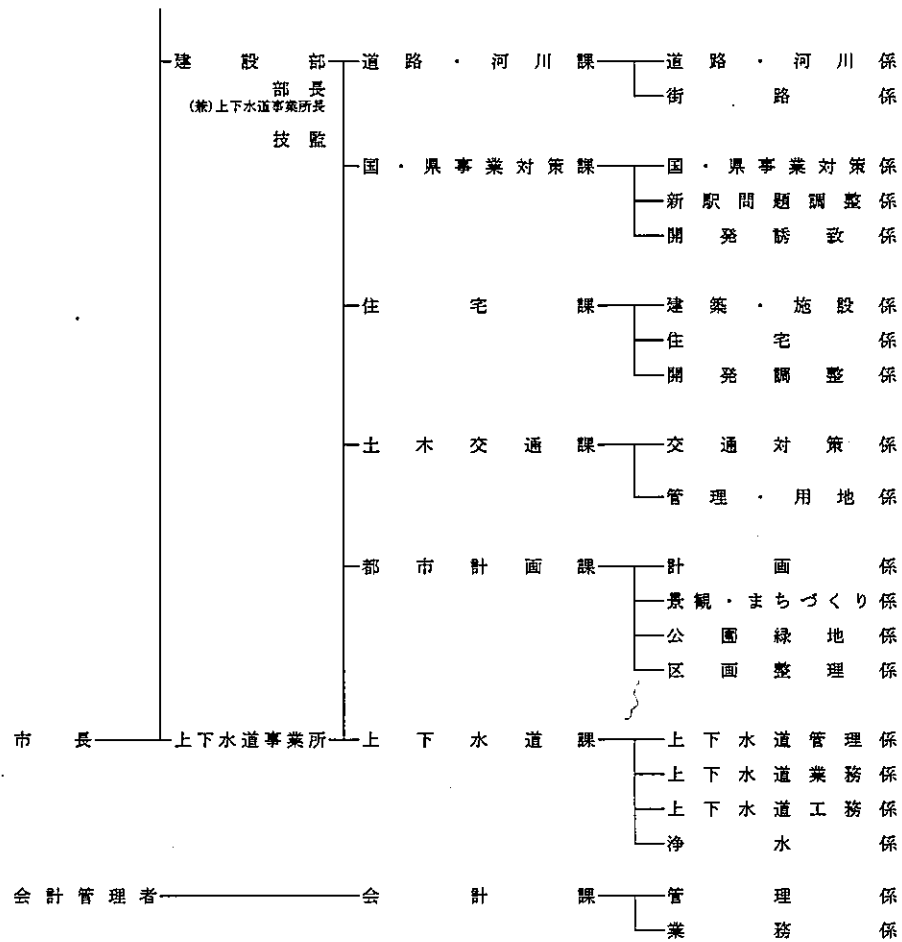
(単位：円・%)

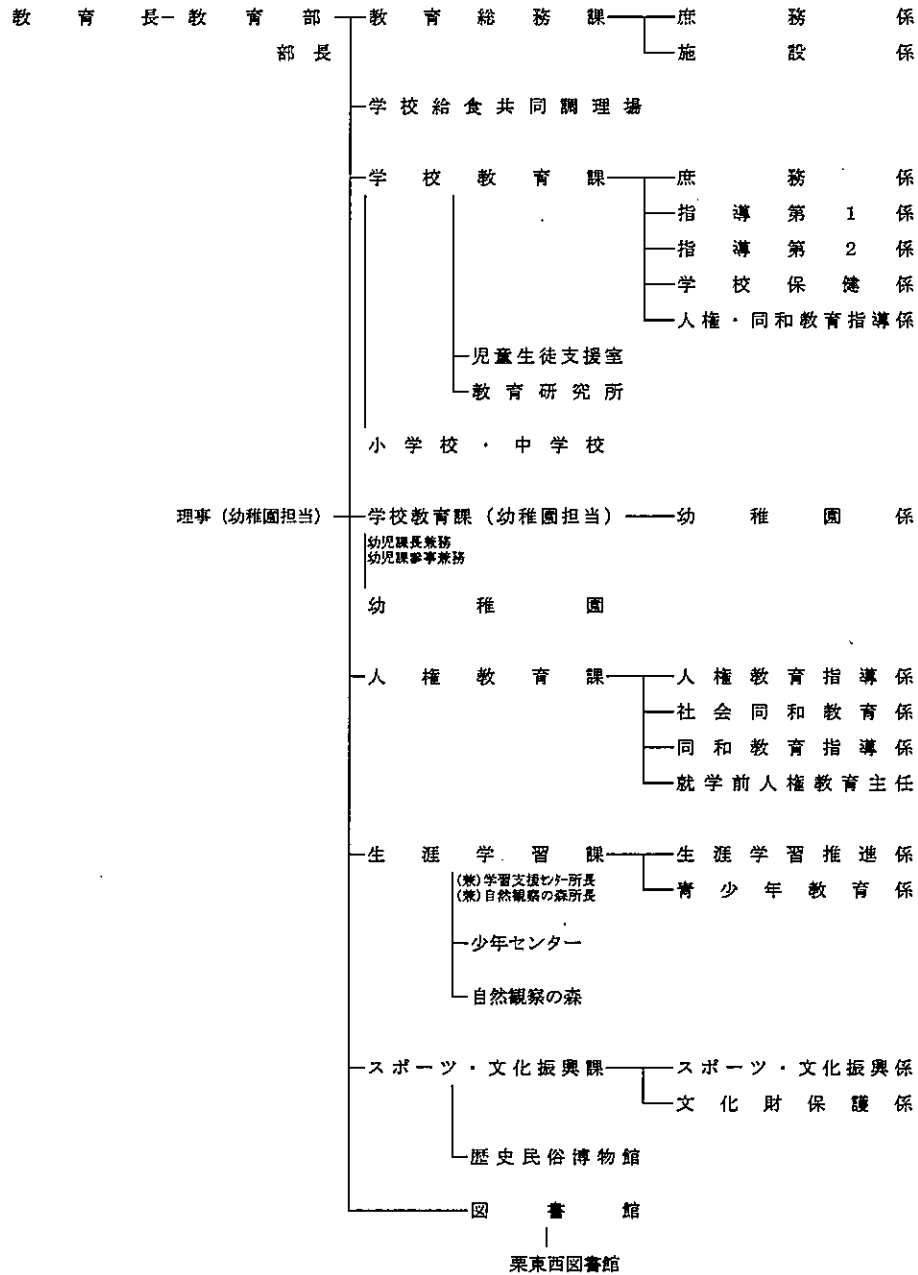
区分	年度	25		26		27		28	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
議 会 費		173,409,747	0.4	172,067,008	0.8	186,625,430	0.8	181,036,397	0.8
総 務 費		18,730,865,395	46.2	2,414,940,377	10.8	2,274,005,229	10.0	2,204,847,419	9.3
民 生 費		7,081,014,373	17.5	7,585,626,810	33.9	7,885,302,580	34.7	8,217,425,060	34.8
衛 生 費		1,706,506,102	4.2	1,775,068,314	7.9	1,845,547,053	8.1	1,873,694,678	7.9
労 働 費		65,678,306	0.2	57,412,180	0.3	58,145,540	0.3	57,296,956	0.2
農 林 水 産 業 費		347,330,254	0.9	398,547,825	1.8	336,669,413	1.5	353,520,493	1.5
商 工 費		384,338,748	1.0	438,815,460	2.0	373,505,240	1.6	342,912,534	1.5
土 木 費		2,020,458,206	5.0	1,925,672,956	8.6	2,328,872,579	10.2	2,388,451,187	10.1
消 防 費		702,705,309	1.7	711,313,353	3.2	750,258,970	3.3	1,070,597,779	4.5
教 育 費		3,048,663,647	7.5	2,656,878,650	11.9	2,767,107,845	12.2	2,994,559,712	12.7
災 害 復 旧 費		107,280,429	0.3	270,211,464	1.2	103,628,160	0.5	0	0.0
公 債 費		6,132,330,859	15.1	3,964,878,990	17.7	3,817,675,494	16.8	3,939,441,189	16.7
予 備 費		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計		40,500,581,375	100.0	22,371,433,387	100.0	22,727,343,533	100.0	23,623,783,404	100.0

4. 平成30年度 栗東市組織機構図







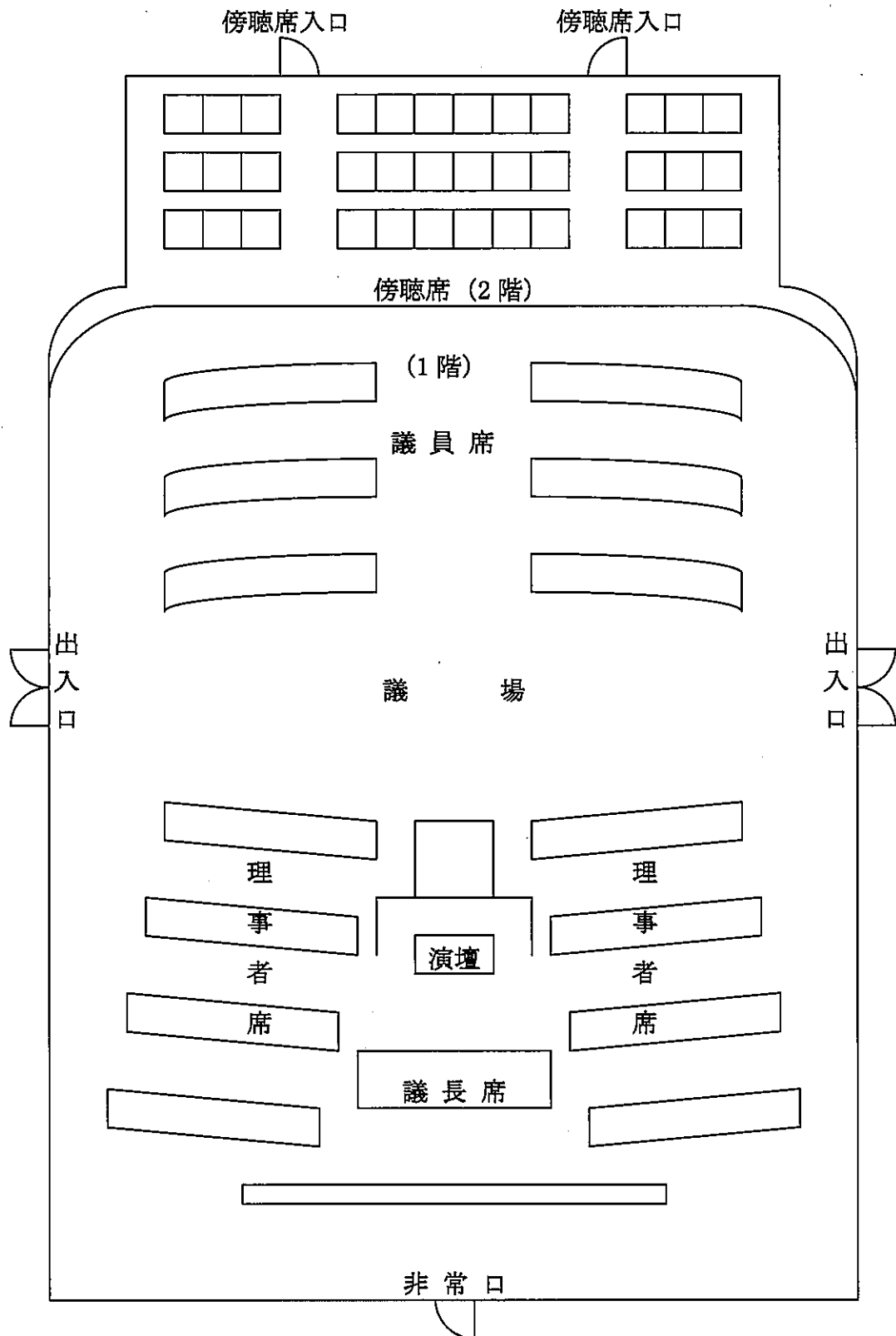


監査委員事務局 ————— 監 査 係

農業委員会事務局 ————— 担 当

選挙管理委員会 ————— 担 当
(総務課所管)

5. 議場見取図





栗 東 市 章

市 民 憲 章

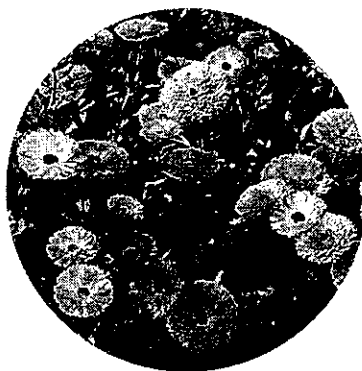
わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 1、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 1、教養をたかめ、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 1、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 1、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 1、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

—— 昭和52年1月1日制定 ——



市の木 貝塚伊吹



市の花 キンセンカ



市の鳥 メジロ

発行 栗東市議会事務局
〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
TEL 077-551-0137 FAX 077-551-0146
E-mail gikai@city.ritto.lg.jp

